

2026 年 7 月 27 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 執 行 役 社 長 C E O 清 明 祐 子
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 プ ラ イ ム)

役員報酬に係る信託型株式報酬制度の導入および自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日開催の取締役会において、これまでの譲渡制限付株式報酬制度に代えて、当社の取締役、執行役、専門役員および執行役員（国内非居住者を除く。以下、総称して「対象取締役等」という。）を対象とする信託型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議するとともに、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、以後新たな譲渡制限付株式の割当ては行わないことといたします。ただし、既に付与した譲渡制限付株式は今後も存続いたします。

記

1. 処分の概要

（1）処分期日	2026 年 8 月 17 日
（2）処分する株式の種類および数	普通株式 287,016 株
（3）処分価額	1 株につき 735 円
（4）処分総額	210,956,760 円
（5）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 BIP 信託口)
（6）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026 年 6 月 27 日の報酬委員会において、当社の役員報酬制度および役員報酬ポリシーの改定を決議しております。詳細については、2026 年 6 月 29 日「当社の役員報酬制度および役員報酬ポリシーの改定について」をご参照ください。当該改定は、資本市場からのガバナンス高度化の要請に正面から応えるとともに、株主・投資家との価値共有をより一層強固なものとする 것을 目的としており、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を更に高め、また現在導入している譲渡制限付株式報酬制度以上に安定的かつ効率的な制度運営を実現するために従来の譲渡制限付株式に代えて、役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用いたしました。

BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬

MONEX GROUP

(Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP 信託により取得した当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）および当社株式の換価処分金相当額の金銭を予め定める株式交付ガイドラインに基づき、一定の要件を充足した対象取締役等に交付または給付するものです。

また、当社は、次年度以降も毎年、新たな BIP 信託を設定することを予定しております。次年度以降に設定する BIP 信託の内容については、都度、取締役会および報酬委員会の決議等、必要な手続きを経て決定します。

本自己株式処分は、BIP 信託の設定に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社および当初信託管理人との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）ならびにそれに関する共同受託に関する合意書に従って、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。本信託の概要については、別紙をご覧ください。

処分株式数につきましては、株式交付ガイドラインに基づき信託期間中に対象取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.11%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 2,510,874 個に対する割合 0.11%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付ガイドラインに従い対象取締役等に交付が行われるものであり、当該当社株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 7 月 24 日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 735 円としております。当該価額は、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であることから、特に有利な価額には該当しないものと判断しています。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上

（報道関係者様のお問い合わせ先）

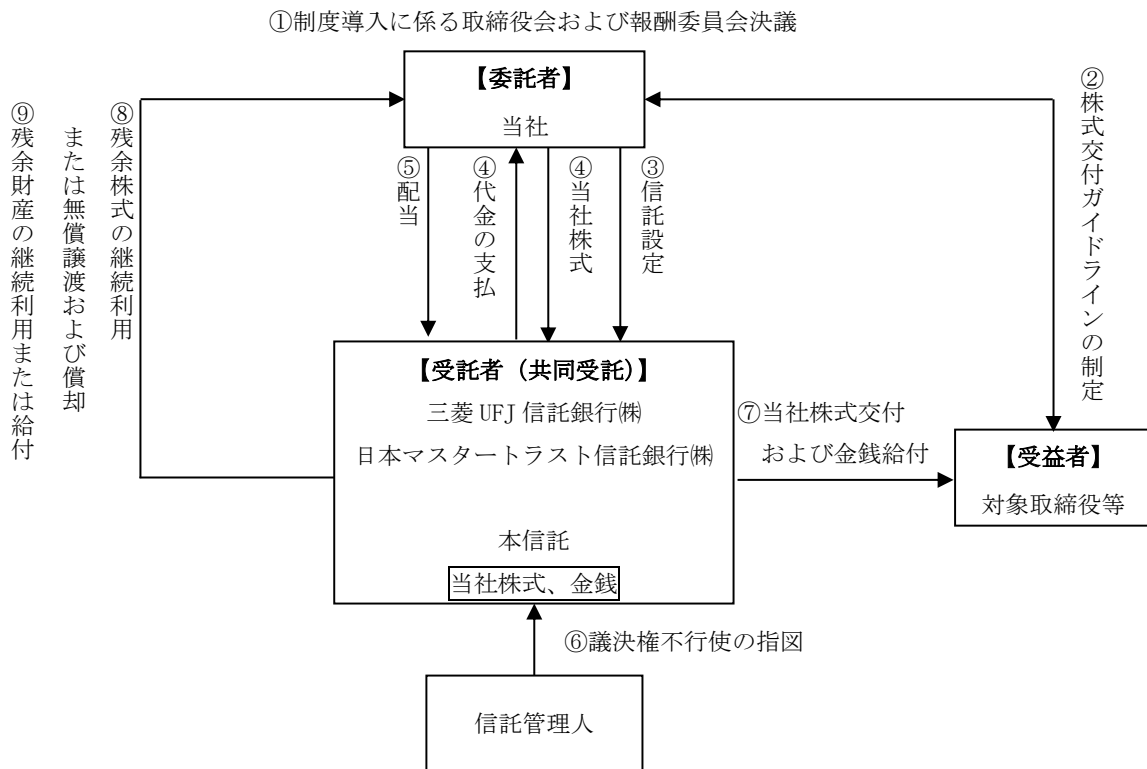
マネックスグループ株式会社 コーポレートコミュニケーション室 加藤・渡辺 電話 03-4323-3983

（株主様・投資家様のお問い合わせ先）

マネックスグループ株式会社 経営管理部 IR グループ 稲田、小森、松浦 電話 03-4323-8698

(別紙)

＜本信託の仕組み＞



- ① 当社は、本制度の導入に関して必要な決議を、取締役会および報酬委員会にて行います。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、報酬委員会にて、役員報酬に係る株式交付ガイドラインを制定します。
- ③ 当社は、①の取締役会決議に基づいて金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式につきましては、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付ガイドラインに従い対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一部の対象取締役等の付与されたポイントは、当社業績等の目標達成度等に応じて変動します。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、対象期間（対象取締役等により異なる）終了後の一定時期に、当該対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株数の当社株式につきましては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会および報酬委員会の決議等により信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託を終了する場合は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に当社株式以外の残余財産が生じた場合、本信託を継続利用する場合には株式

MONEX GROUP

取得資金等として活用されますが、終了する場合は、信託留保金額を超過する部分について、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

<本信託契約の内容>

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2026 年 8 月 12 日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026 年 8 月 12 日（予定）～2029 年 8 月 31 日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2026 年 8 月 1 日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 約 2.1 億円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 自己株式処分 |
| ⑭ 株式の取得時期 | 2026 年 8 月 17 日（予定） |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金額の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。